

公益社団法人 坂出市シルバー人材センター

会員就業規約

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規約は、公益社団法人坂出市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターの就業)

第2条 センターは定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 センターは、会員の就業に関しては平等に取り扱うこととする。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事に就業しようとする会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」という。以下同じ。）等の就業条件について、文書又は電磁的記録方式により明示し、合意を得るものとする。又、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 就業する会員は、就業報告書と履行確認書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人の確認及び履行確認書（欄）に発注者の確認を行い、就業の終了後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は就業にあたり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ること。

## 2-2 会員就業規約

- (3) 就業上知りえた業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業にあたっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。
- (5) 原則として就業に必要な資材・用具の準備及び運搬は会員自身が行うこと。
- (6) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない。
- (7) 必要に応じ就業の経過を事務局に連絡し、仕事を終了したときは速やかに事務局に報告すること。

(信用の保持)

第7条 会員はセンターの信用を傷つけ、又はセンターの不名誉となるような行動をとってはならない。

(就業の終了)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その就業を終了するものとする。

- (1) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (2) 会員本人から、就業辞退の申出があったとき。
- (3) 就業が、会員及びその家族の健康と福祉に反すると認められたとき。
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事由により就業の継続が不可能となったとき。
- (5) 同一就業先において、会員同士のトラブルが生じたとき。
- (6) 発注者、一般市民から正当な苦情の申出があったとき。
- (7) センター職員及び理事の指導に従わないとき。
- (8) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為が見うけられたとき。
- (9) その他、センターの運営上、必要と認めたとき。

2 センターは、原則として会員に対し就業の終了を予告するものとする。ただし、前項第4号の場合であってセンター等との連絡が取れないときは、この限りでない。

## 第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。

## 2-2 会員就業規約

- (4) 就業会員が就業中、けがをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第11条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること。

### 第4章 傷害保険

#### (傷害保険)

第10条 会員の就業中などにおける死亡及び傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

### 第5章 損害保険

#### (損害保険)

第11条 会員の就業中、発注者または第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、免責分に係る金額（1事故10,000円）は、会員の負担とする。

- 2 会員の故意若しくは重大な過失または自動車の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、昭和63年5月26日から施行し、昭和63年4月18日から適用する。  
2 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

#### 附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年10月21日理事会議案第3号）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年10月22日理事会議案第3号）

この規約は、令和7年10月22日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。